

福岡県公報

平成22年7月9日
第 3 1 3 3 号

目 次

告 示 (第1138号 - 第1148号)

土地改良区の換地計画の適否決定	(農村整備課)	1
北九州市の区の区域の変更に伴う区の人口	(市町村支援課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	5

公 告

競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	5
一般競争入札の実施	(システム管理課)	7
福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更	(漁業管理課)	10

議 会

福岡県議会議会運営委員会の答申について	(議会事務局調査課)	11
選挙管理委員会			

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	16
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	16
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	16

告 示

福岡県告示第1138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成22年6月29日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
田中土地改良区	換地計画書の写し (田中地区)	平成22年7月9日から 平成22年8月9日まで	田川市役所 大任町役場

福岡県告示第1139号

平成22年6月1日から北九州市若松区と八幡西区の区域が変更されたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第2項において準用する同条第1項の規定により、北九州市若松区及び八幡西区の人口を次のとおり告示する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

北九州市若松区	87,285人
北九州市八幡西区	260,125人

福岡県告示第1140号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小都市津古字大林1121 - 1、1121 - 2、1138 - 1 及び1139 - 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市六ツ門町14番地13

有限会社 丸昌 焼肉の大昌園

代表取締役 密城 忠信

福岡県告示第1141号

八女市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
川 口 誠 二	八女市国武464番地
服 部 信 雄	" 鷓池791番地
西 江 正 行	" 本2984番地
政 次 春 男	" 川犬1494番地 1
馬 場 豊 彦	" 新庄1163番地 1
金 納 昇	" " 1687番地
坂 田 收	" 緒玉468番地 2
樋 口 洋 文	" 酒井田726番地 1

江 寄 正 年	八女市宮野315番地 2
中 島 一 敏	" 柳瀬244番地
甲斐田 芳 喜	" 矢原145番地
三 角 雅 彦	" 立野 9 番地 1
末 廣 勝	" 蒲原1400番地 3
鹿 野 瑞 穂	" 吉田1460番地 3
野 上 邦 彦	" 本983番地、984番地合併 1
増 永 福 藏	" 平田401番地 4
平 井 康 行	" 岩崎175番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
内 田 好 美	八女市川犬533番地 3
片小田 義 昭	" 柳瀬330番地 1
城 後 安 則	" 鷓池39番地 1
石 松 憲 治	" 平田288番地

3 就任理事

氏 名	住 所
川 口 誠 二	八女市国武464番地
中 島 一 敏	" 柳瀬244番地
池 田 和 本	" 宅間田571番地 1
政 次 春 男	" 川犬1494番地 1
大 塚 豪	" 新庄 7 番地 2
椛 則 民	" " 967番地 1
丸 林 尚 由	" 緒玉504番地
松 延 房 實	" 高塚419番地
田 中 吉 明	" 宮野402番地 1
星 野 卓 視	" 光203番地

溝田 繁雄	八女市鶴池1098番地
三角 一公	" 立野13番地1
末廣 勝	" 蒲原1400番地3
西江 正行	" 本2984番地
野上 邦彦	" 本983番地、984番地合併1
橋爪 徳雄	" 吉田978番地
佐野 正義	" 納楚256番地

4 就任監事

氏名	住所
内田 好美	八女市川犬533番地3
片小田 義昭	" 柳瀬330番地1
牛嶋 一磨	" 立野41番地1
石松 憲治	" 平田288番地

福岡県告示第1142号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) コメリパワー飯塚店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市太郎丸1177番2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
必要駐車台数の算定及び交通解析、計画駐車場形式、出入り口数、位置等により

周辺道路における車輛渋滞の発生等、周辺交通に与える影響は少ないと考えられるため、特に意見なし。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

荷さばき施設、廃棄物等保管庫施設の場所が民家に近いため、騒音等の苦情が出ないように配慮願います。特に早朝、夜間の荷物の搬入については、騒音の問題が生じないように願います。併せて、近隣住民に対し、事前に周知、説明をお願いします。

(6) 廃棄物に係る事項等

一般廃棄物の排出については、飯塚市の分別基準に従って適正に分別、保管し、指定袋に収納するとともに、収集、運搬に関しては市の許可業者（穂波地区業者 藤本組）との打ち合わせをお願いします。

廃棄物を直接搬入する場合は、桂苑に搬入することをお願いします。

荷捌き施設、廃棄物保管庫施設の場所が民家に近いため、臭気等の苦情がでないよう配慮願います。併せて、近隣住民に対し、事前に周知、説明をお願いします。

(7) 街並みづくり等への配慮等

飯塚市都市計画課では、「飯塚市都市景観条例」第18条第1項の大規模建築物等の新築等の届出が必要である。また、店舗名等を表示する広告物については、「福岡県屋外広告物条例」による許可が必要である。

(8) その他

ア 都市計画法第29条の規定により、開発行為の許可申請があり、平成22年4月6日、市として開発を許可することに支障なしと県に副申請済である。また、「大規模集客施設の立地ビジョン」の運用においても、開発行為の許可権者である福岡県より、「市の意見書」が求められているため、立地場所、業種から中心市街地

の影響は少ないと判断して、支障なしと意見している。

(都市計画課意見)

イ 開発行為において、調整池及び農業用施設の改築は協議済。工事に際し、下流域の生産組合と打ち合わせのうえ、支障のないよう施工のこと。

(農林課意見)

ウ 農業用水路に関係する事項については、施工場所及び下流域生産組合と打ち合わせの上、支障のないようにすること。

周辺農業用施設等への被害防止の措置をとること。

(穂波支所経済建設課意見)

エ 半径1km内に同業種のナフコが立地しているため、中心市街地に与える影響は少ないと考える。

(商工観光課意見)

福岡県告示第1143号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー吉井ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1144号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市天神七丁目1319番1及び1319番9から1319番28まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区草香江二丁目7番1号

株式会社 アスト

代表取締役 草場 春次

福岡県告示第1145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道		日出野 椎 田 線	前	築上郡築上町大字岩丸 1660番先から 築上郡築上町大字岩丸 1647番1先まで	7.0 ~ 16.0	69.0
			後	同上	7.5 ~ 17.5	71.9

福岡県告示第1146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県 道		鳥 栖 線	前	朝倉市古毛1291番先から 朝倉市古毛1486番1先まで	4.0 ~ 10.0	670.0
			後	同上	10.5 ~ 19.0	

福岡県告示第1147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年7月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	211 号	朝倉郡東峰村大字小石原鼓1948番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2274番2先まで

福岡県告示第1148号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（可也西部地区）	平成21年7月13日
区画整理事業（松田地区）	平成21年12月1日
区画整理事業（筑後北部地区）	平成21年3月30日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
行政コミュニケーションシステム用機器等の賃貸借一式
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を

契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数
 イ 年間売上高
 ウ 自己資本金
 エ 流動比率
 オ 経営年数
 カ 障害者雇用状況
 キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿
 ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 ケ 営業概要表（様式第5号）
 コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
 チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
 イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
 ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年8月6日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資

格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

行政コミュニケーションシステム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む。）

(2) 調達物品の仕様等

入札仕様書による。

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月（6年間）

(4) 納入場所

福岡県福岡市内のIDC（インターネットデータセンター）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約

の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、平成22年8月6日（金）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）

〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年8月20日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業 種 名	等 級
05	02	電 子 通 信 機 器	A A
13	04	調 査 統 計	A A
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	A A
13	11	サービス業種その他（その他）	A A

(2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機

能証明書等を、仕様書の機能証明書等作成要領に従い作成し、平成22年8月6日（金）までに、システム管理課運用班（県庁行政棟6階）に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があって、システム管理課運用班から補正又は説明を求められた場合に、平成22年8月13日（金）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県総務部システム管理課運用班（県庁行政棟6階）
 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3198（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。

7 契約書作成の要否
 要

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間
 平成22年7月9日（金）から平成22年7月23日（金）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 交付場所
 5の部局とする。

10 入札説明会の開催

- (1) 日時
 平成22年7月16日（金） 午前10時30分から
- (2) 場所
 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県庁行政棟 地下1階 行政4号会議室

- (3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成22年7月15日（木）午後5時00分までに行政コミュニケーションシステム用機器等の賃貸借業務入札説明会参加予定者報告書をファクシミリで提出すること。

送付先 総務部システム管理課運用班 FAX番号：092-643-3121

11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

- (1) 提出場所
 5の部局とする。
- (2) 受領期限
 平成22年8月20日（金） 午後5時00分
- (3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開封《行政コミュニケーションシステム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「何月何日開封《行政コミュニケーションシステム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態であると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

平成22年8月23日（月） 午前11時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟6階 システム管理課ミーティングルームA

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成22年8月19日（木）午後4時までシステム管理課運用班へ「保証金等納付書」（システム管理課運用班で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
A Lease contract of the machinery for Group Ware (Portal System)
- (2) Period of Lease
It is 72 months from a Lease start date which a period is reckoned
- (3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

- (4) Time Limit of Tender
5:00 P.M. 20 August , 2010
- (5) Contact Point for Notice
Systems Management Division,
Fukuoka Prefectural Office,
7 7, Higashikoen , Hakata ku,
Fukuoka City, 812-8577,
Japan
TEL 092 643 3198
FAX 092 643 3121

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成22年6月30日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成22年1月福岡県告示第51号）の一部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成22年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

2(2)の表を次のように改める。

平成22年		
第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成22年1月～12月	若干
まいわし	平成22年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成22年7月～平成23年6月	若干
するめいか	平成22年1月～12月	若干

議 会

公告

議会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成13年7月福岡県議会告示第2号）第2条第1項の規定により福岡県議会議長から諮問された不服申立てについて、次のように答申したので、同規程第10条の規定に基づき、その内容を公表する。

平成22年7月9日

福岡県議会議会運営委員会委員長 原口 剣 生

1 答申した日

平成22年6月18日

2 諮問された事案

平成22年4月19日付け福議調第85号

平成22年4月19日付け福議調第88号

3 答申書

別記のとおり

別記

諮問事案 平成22年4月19日付け22福議調第85号

答 申

1 議会運営委員会の結論

福岡県議会議長（以下「実施機関」という。）が、平成22年3月23日付け21福議調第1650号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

(1) 異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、次の文書である。

県議会の委員会視察に際し支払われた「日当」等の費用を管理している通帳の全て（以下「本件通帳」という。）

管理に使用された帳簿等の書類（以下「本件帳簿等」という。）

異議申立人（以下単に「異議申立人」という。）は、実施機関に対し、平成22年2月22日付けで、本件文書の開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件通帳は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する「公文書」に該当しないとし、本件帳簿等は、条例第7条第1項第1号に該当するとして本件決定を行い、その旨を異

議申立人に通知した。

(3) 異議申立人は、本件決定を不服とし、平成22年3月26日付けで、実施機関に対し異議申立てを行った。

(4) 実施機関は、平成22年5月31日付けで、非開示理由説明書を異議申立人に送付した。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件文書の開示請求に対し実施機関が行った本件決定について、その取り消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。

ア 本件文書は、議会事務局職員が、公務の一環として作成、管理しているものであり、明らかに公文書である。

イ 本件文書は、各委員会所属議員らの旅費を管理するため（組織的に）共有されており、明らかに公文書である。

4 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関が非開示理由説明書で主張している内容は、次のとおり要約される。

(1) 本件通帳について

ア 常任委員会及び特別委員会の視察旅費（費用弁償）は、定額支給であり、委員会所属の各委員に支払われた時点で当該委員の所有に帰している。

イ その後、委員会視察等を円滑に実施するため職員が一旦預かり、各委員の代理としてまとめて預金したとしても、当該預金が各委員の私財であることに変わりはない。また、当該預金の証書として金融機関が作成した本件通帳も所有者は各委員であって、職員は、その代理人として個人的に預かっているに過ぎない。

ウ したがって、本件通帳は「実施機関が管理する文書」とは言えず、条例の定義上公文書に該当しない。

(2) 本件帳簿等について

ア 本件帳簿等は、職員が各委員から預かった金銭を精算する際の説明用として便

宜上作成され、個人的に利用されるメモ類にすぎない。

イ したがって、組織的に管理されている文書ではなく、公文書に該当しない。

ウ また、仮に公文書に該当するとしても、その内容は全て、各委員の私財の支出内容、残高に関する個人情報であり、条例第7条第1項第1号に該当し、かつ、同号イからニまでの規定のいずれにも該当しない。

なお、個人の特定ができない形で部分開示しようとする、断片的で意味不明な情報だけになる。

5 議会運営委員会の判断

(1) 本件通帳について

ア 委員会の視察旅費について、視察に際して発生する各種支払いを各委員が個別に行くと煩雑になり、時間も要することなどから、視察等を円滑に進めるため、便宜上、委員会書記等が各委員から資金を預かり、安全のため一旦金融機関に預金した上で、所要額を引き出して現金で支払い、あるいは振り込むといった処理がされることがある。

イ しかし、視察旅費は定額支給であり、委員会所属の委員に支払われた時点でその委員の私財となっていることから、これを預金した場合においても、その預金及び本件通帳の所有権が各委員に帰属することは当然である。

ウ なお、議会運営委員会において確認したところ、本件通帳は「 委員会代表 × × × × (担当係長等職員の名前) 」との名義で作成されており、当該職員が委員会所属委員の代理人として預金する意思表示されていることから、本件通帳の所有権が各委員に帰属することは客観的にも明らかである。

エ また、預金通帳は、実施機関の職員が作成したものではなく、金融機関が顧客の預金の証書として作成し、預金者に交付する文書である。

オ したがって、本件通帳は、当該金融機関から担当係長等の職員個人が各委員の代理人として交付を受け、精算が完了するまで一時的に預かっているにすぎない文書である。

カ 条例第2条第2項に規定されている公文書の定義のうち「管理しているもの」の意義については、本件通帳のように一時的に預かっているものや借用しているものは該当しないとされている。

キ また、当然、決裁や回覧に付されることはなく、委員の代理人・代行者たる職員以外の職員が組織として利用している実態もないので、「実施機関の職員が組織的に用いるもの(条例第2条第2項)」にも当たらない。

ク 以上のことから、本件通帳が公文書ではないとした実施機関の判断は合理的であり正当である。

(2) 本件帳簿等について

ア 各委員会の書記が、視察旅費を原資として各委員から預かった各種支払い資金を精算する際に、説明の便宜上、計算書等の類を提示することがある。しかし、この支払い資金の預託とその精算は、各委員と書記との信頼関係において、委員長承認の下に行われているものであり、当該書記は、議会事務局の業務として命じられ、従事しているものではない。

したがって、そもそも作成方法や様式、保管等、何ら定めはなく、作成が義務付けられているものでもない(簡単な精算は口頭で足りる。)

イ 当然、議会事務局においても、起案、決裁等の文書管理規程に基づく処理はされておらず、本件帳簿等を組織的に管理しているとは認められないことから、条例上、本件帳簿等も公文書に該当しないと解するのが合理的である。

ウ しかし、実施機関が説明するように、仮に、本件帳簿等が公文書に該当するとみなしたとしても、その内容は全て各委員の所有に帰する金銭に関する情報(支出内容、残高)であり、条例第7条第1項第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの」に該当し、かつ、同号イからニまでの規定には該当しないことから、いずれにしても非開示とした実施機関の判断は、正当である。

エ また、本件帳簿等に該当するメモ類が作成される場合には、通常、委員の氏名、旅費額、(自宅からの)交通費、当該委員分の支払い額と使途、差引残額等が記載されるが、交通費は委員によって異なるため、この金額だけでも個人が特定可能である。しかし、委員の氏名、交通費の金額等個人を特定可能な情報を全て除いて部分開示しようとしても、結局、有意の情報は残らないことから、実施機関が全面非開示としたことも、条例第8条第1項ただし書の規定に照らし、正当と認められる。

オ 異議申立人は、事務局職員が公務の一環として作成、管理しているものであるから本文書は公文書であると主張する。

しかし、そもそも本件通帳が、事務局職員が作成し、管理する文書ではないことは上記(1)のとおりである。また、本件帳簿等についても、事務局職員が委員の各種個人経費の支払いを代行し、預かった資金の精算を行っているのは、書記本来の職務ではなく、上記(2)のAのとおり、委員会視察随同行という本来業務を円滑に進めるため、広義の職務の一環として個人的に行っているにすぎない。

したがって、その収支の記録について議会事務局は組織的な利用その他の関与をしておらず、本件帳簿等は組織的に管理、共有されている文書とは認められない。また、そこに記録されているのが個人情報であることは前述のとおりである。

(3) 判例について

なお、預金通帳やメモ類の公文書性に関しては、いわゆる旅費問題に関する平成12年3月1日福岡高等裁判所判決（平成11年（行コ）第11号）と、その上告審判決である平成16年11月26日最高裁判所第2小法廷判決があるので、議会運営委員会において念のため調査を行い、次のことを確認した。

ア この判決は、旅費問題調査委員会の調査対象となった知事部局の本庁各課、出先機関等ごとの、旅行に関し作成されたいわゆる「補助簿」及び旅費等を管理する預貯金通帳、メモ等の資料（ただし、福岡県において保全したもの）が公文書に当たると判示している。

イ しかし、同判決は、これらの文書が作成された時点で公文書であったと認定しているわけではない。実施機関が旅費問題調査委員会の要請に応じ、旅費問題の実態把握等のために当該文書の「保全を指示」したことにより、その時点で「職務上の取得」があったことになるとしたものである。

ウ したがって、実施機関による「職務上の取得」がなく、文書作成の目的も名義も異なる本件公文書とは、異なる事情の下での判例にすぎない。

(4) 結論

以上の理由により、「1 議会運営委員会の結論」のとおり判断する。

諮問事案 平成22年4月19日付け22福議調第88号

答 申

1 議会運営委員会の結論

福岡県議会議長（以下「実施機関」という。）が、平成22年3月23日付け21福議調第1651号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

(1) 異議申立てに係る対象文書（以下「本文書」という。）は、次の文書である。

平成17～21年度の常任、特別委員会の出張に係る議員から預かった旅費を管理している通帳（以下「本件通帳」という。）

当該旅費の各議員への支払いが分かる明細（以下「本件明細書等」という。）

異議申立人（以下単に「異議申立人」という。）は、実施機関に対し、平成22年2月26日付けで、本文書の開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件通帳は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する「公文書」に該当しないとし、本件明細書等は、条例第7条第1項第1号に該当するとして本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 異議申立人は、本件決定を不服とし、平成22年4月15日付けで、実施機関に対し異議申立てを行った。

(4) 実施機関は、平成22年5月31日付けで、非開示理由説明書を異議申立人に送付した。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本文書の開示請求に対し実施機関が行った本件決定について、その取り消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。

ア 本件通帳について

本件通帳は各委員会の担当書記が作成し、委員会に所属する議員に支給される

視察の旅費と交通費が全額振り込まれる。

事務局職員は、本件通帳に振り込まれた旅費や交通費を使い、職務として各議員の航空券などを購入し、宿舍の手配をしている。

したがって、本件通帳は、事務局職員が職務に使用した金銭の収支が記録されている公文書である。

イ 本件明細書等について

事務局職員は、本件通帳にプールした議員の旅費と交通費の中から、各議員について宿泊費などをいくら支出したか、個別の出納記録をつけて管理している。

委員会視察は公務であり、宿舍の手配などの視察の補助業務は事務局職員の職務となる。

よって、支払いの明細が分かる個別の出納記録は、職務遂行のための記録であり、公文書である。

ウ 公文書の定義について

条例は、公文書について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」と定義している。

この定義によると、本件通帳及び本件明細書等は、事務局職員が職務で作成し、議会事務局の職員という立場で組織的に用いている文書であるから公文書に当る。また、公文書の定義については、最高裁が「担当職員のノートやメモ類も公文書に当る」との判決を出している。

4 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関が非開示理由説明書で主張している内容は、次のとおり要約される。

(1) 本件通帳について

ア 常任委員会及び特別委員会の視察旅費（費用弁償）は、定額支給であり、委員会所属の各委員に支払われた時点で当該委員の所有に帰している。

イ その後、委員会視察等を円滑に実施するため職員が一旦預かり、各委員の代理としてまとめて預金したとしても、当該預金が各委員の私財であることに変わりはない。また、当該預金の証書として金融機関が作成した本件通帳も所有者は各委員であって、職員は、その代理人として個人的に預かっているに過ぎない。

ウ したがって、本件通帳は「実施機関が管理する文書」とは言えず、条例の定義

上公文書に該当しない。

(2) 本件明細書等について

ア 本件明細書等は、職員が各委員から預かった金銭を精算する際の説明用として便宜上作成され、個人的に利用されるメモ類にすぎない。

イ したがって、組織的に管理されている文書ではなく、公文書に該当しない。

ウ また、仮に公文書に該当するとしても、その内容は全て、各委員の私財の支出内容、残高に関する個人情報であり、条例第7条第1項第1号に該当し、かつ、同号イからニまでの規定のいずれにも該当しない。

なお、個人の特定ができない形で部分開示しようとする、断片的で意味不明な情報だけになる。

エ 異議申立人は、平成16年11月26日最高裁判所第2小法廷判決が「担当職員のノートやメモ類も公文書に当る」としている旨主張しているものと推察される。しかし、同判決（正確には下級審の福岡高等裁判所判決）は、いわゆる旅費問題において、職員の旅行に関して作成された「補助簿」、預貯金通帳、メモ等の資料が作成された時点においても公文書であったと認定したのではなく、実施機関が当該文書の「保全を指示」したことにより職務上取得し、公文書となったとしたものである。

したがって、本件文書を公文書とする根拠にはならない。

5 議会運営委員会の判断

(1) 本件通帳について

ア 委員会の視察旅費について、視察に際して発生する各種支払いを各委員が個別に行くと煩雑になり、時間も要することなどから、視察等を円滑に進めるため、便宜上、委員会書記等が各委員から資金を預かり、安全のため一旦金融機関に預金した上で、所要額を引き出して現金で支払い、あるいは振り込むといった処理がされることがある。

イ しかし、視察旅費は定額支給であり、委員会所属の委員に支払われた時点でその委員の私財となっていることから、これを預金した場合においても、その預金及び本件通帳の所有権が各委員に帰属することは当然である。

ウ なお、議会運営委員会において確認したところ、本件通帳は「 委員会代表

××××（担当係長等職員の名前）」との名義で作成されており、当該職員が委員会所属委員の代理人として預金する意思表示されていることから、本件通帳の所有権が各委員に帰属することは客観的にも明らかである。

エ また、預金通帳は、実施機関の職員が作成したものではなく、金融機関が顧客の預金の証書として作成し、預金者に交付する文書である。

オ したがって、本件通帳は、当該金融機関から担当係長等の職員個人が各委員の代理人として交付を受け、精算が完了するまで一時的に預かっているにすぎない文書である。

カ 条例第2条第2項に規定されている公文書の定義のうち「管理しているもの」の意義については、本件通帳のように一時的に預かっているものや借用しているものは該当しないとされている。

キ また、当然、決裁や回覧に付されることはなく、委員の代理人・代行者たる職員以外の職員が組織として利用している実態もないので、「実施機関の職員が組織的に用いるもの（条例第2条第2項）」にも当たらない。

ク 以上のことから、本件通帳が公文書ではないとした実施機関の判断は合理的であり正当である。

(2) 本件明細書等について

ア 各委員会の書記が、視察旅費を原資として各委員から預かった各種支払い資金を精算する際に、説明の便宜上、計算書等の類を提示することがある。しかし、この支払い資金の預託とその精算は、各委員と書記との信頼関係において、委員長承認の下に行われているものであり、当該書記は、議会事務局の業務として命じられ、従事しているものではない。

したがって、そもそも作成方法や様式、保管等、何ら定めはなく、作成が義務付けられているものでもない（簡単な精算は口頭で足りる。）。

イ 当然、議会事務局においても、起案、決裁等の文書管理規程に基づく処理はされておらず、本件明細書等を組織的に管理しているとは認められないことから、条例上、本件明細書等も公文書には該当しないと解するのが合理的である。

ウ しかし、実施機関が説明するように、仮に、本件明細書等が公文書に該当するとみなしたとしても、その内容は全て各委員の所有に帰する金銭に関する情報（

支出内容、残高）であり、条例第7条第1項第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの」に該当し、かつ、同号イからニまでの規定には該当しないことから、いずれにしても非開示とした実施機関の判断は、正当である。

エ また、本件明細書等に該当するメモ類が作成される場合には、通常、委員の氏名、旅費額、（自宅からの）交通費、当該委員分の支払い額と使途、差引残額等が記載されるが、交通費は委員によって異なるため、この金額だけでも個人が特定可能である。しかし、委員の氏名、交通費の金額等個人を特定可能な情報を全て除いて部分開示しようとしても、結局、有意な情報は残らないことから、実施機関が全面非開示としたことも、条例第8条第1項ただし書の規定に照らし、正当と認められる。

オ 異議申立人は、本件通帳及び本件明細書等は事務局職員が航空券の購入などを職務として行い、その収支が記録されているから職務上作成したことになり、議会事務局の職員という立場で組織的に用いているから公文書であると主張する。

しかし、そもそも本件通帳が、事務局職員が作成し、管理する文書ではないことは上記(1)のとおりである。また、本件明細書等に関しても、事務局職員が、委員の各種個人経費の支払いを代行し、預かった資金の精算を行っているのは、当該職員本来の職務ではなく、上記(2)のアのとおり、委員会視察随同行という本来業務を円滑に進めるために、広義の職務の一環として個人的に行っているにすぎない。

したがって、その収支の記録について議会事務局は組織的な利用その他の関与をしておらず、本件明細書等が組織的に管理、共有されている文書とは認められない。また、そこに記録されているのが個人情報であることは前述のとおりである。

なお、職員が代行する各委員の各種個人経費の支払いや航空券の購入などは、委員会視察という公務そのものではなく、本来各委員の個人的行為であり、これらに関する情報が記載されていても公文書となるわけではない。

(3) 判例による公文書の定義について

異議申立人が指摘する最高裁の判例は、いわゆる旅費問題について、旅費問題調

査委員会の調査対象となった知事部局の本庁各課、出先機関等ごとの、旅行に関し作成されたいわゆる「補助簿」及び旅費等を管理する預貯金通帳、メモ等の資料（ただし、福岡県において保全したもの）を公文書と認定した平成12年3月1日福岡高等裁判所判決（平成11年（行コ）第11号）と、その上告審判決である平成16年11月26日最高裁判所第2小法廷判決のことでありと推定される。

しかし、同判決は、これらの文書が作成された時点で公文書であったと認定しているわけではなく、実施機関が旅費問題調査委員会の要請に応じ、旅費問題の実態把握等のために当該文書の「保全を指示」したことが、その限りで「職務上取得したこと」になると判示したものであることが認められる。

したがって、このような事情がない本件文書を公文書とする根拠にならないことは、実施機関が主張するとおりである。

(4) 結論

以上の理由により、「1 議会運営委員会の結論」のとおり判断する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成22年6月23日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年7月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

82,292

福岡県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第

1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成22年6月23日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年7月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

752,430

福岡県選挙管理委員会告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成22年6月23日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年7月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,137
北九州市小倉北区	49,790
北九州市小倉南区	57,882
北九州市若松区	23,729
北九州市八幡東区	20,518
北九州市八幡西区	69,998
北九州市戸畑区	17,230
福岡市東区	74,540
福岡市博多区	54,936
福岡市中央区	46,661
福岡市南区	66,301
福岡市城南区	32,887
福岡市早良区	55,780

福岡市西区	49,955
大牟田市・三池郡	39,265
久留米市	63,100
直方市	16,257
飯塚市	21,597
田川市	14,013
柳川市	10,708
甘木市	11,213
八女市	10,276
筑後市	12,966
大川市	10,596
行橋市	19,493
中間市	12,801
小郡市・三井郡	24,483
筑紫野市	26,765
春日市・筑紫郡	41,091
大野城市	24,961
宗像市	25,624
太宰府市	18,820
前原市・糸島郡	26,992
古賀市	15,513
糟屋郡	56,352
宗像郡	15,677
遠賀郡	26,779
鞍手郡	16,109
嘉穂郡・山田市	31,018
朝倉郡	13,486
浮羽郡	14,463

三潞郡	11,880
八女郡	14,485
山門郡	16,942
田川郡	24,439
京都郡	15,497
築上郡・豊前市	17,535